

第7回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成30年6月21日（木）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成30年6月21日（木）午後0時17分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 6番 保田 守君
9番 原田 素代君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
18番 金谷 文則議長
- 5 欠席委員
なし
- 6 説明のために出席した者
市長 友實 武則君 副市長 倉迫 明君
市民生活部長 作本 直美君 保健福祉部長 直原 平君
保健福祉部参与
兼社会福祉課長 国正 俊治君 赤坂支所長兼
市民生活課長 黒田 靖之君
熊山支所長兼
市民生活部参与
兼市民生活課長
市民課長兼
協働推進課長 入矢五和夫君 吉井支所長兼
市民生活課長 徳光 哲也君
矢部 恭英君 環境課長 大窄 暢毅君
子育て支援課長 戸川 邦彦君 健康増進課長 石原万輝子君
介護保険課長 谷名菜穂子君 赤坂支所
健康福祉課長 中永 光一君
熊山支所
健康福祉課長 馬場 弘祥君 吉井支所
健康福祉課長 稲生真由美君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主任 細川 伸也君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第42号 赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）
 - 2) 議第43号 赤磐市あかまつ荘条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第22号）
 - 3) 議第44号 赤磐市介護保険条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）
 - 4) 議第45号 平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）
 - 5) 請願第5号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出を求める請願書
 - 6) その他

- ・事業の進捗状況について
- ・その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） おはようございます。

長い雨が続いておりまして心配なところもありますが、本日は、第7回厚生常任委員会を開催させていただきます。

最初に市長の御挨拶、お願いします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は、厚生常任委員会、皆さん御多忙のところをお開きいただきました。本日第7回になるかと思えます。お忙しい中、開催ありがとうございます。

きょうの委員会への御協議をさせていただく案件は、6月定例市議会に上程させていただいております条例案、そして補正予算案がございます。平成30年度の事業の進捗状況もあわせて御報告させていただく予定としております。何とぞよろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。お願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第42号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）から、請願第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出を求める請願書までの5件であります。

それでは、議第42号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部の説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第42号につきましては、議場で説明させていただいたとおりで、追加資料、追加説明等ございません。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

委員の皆さんのほうから、条例の一部改正ということですが、御質問などございませんでしょうか。

○委員（岡崎達義君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 第10条第3項に1号を加えて、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」というふうに改正になるようになってるんで

すが、この理由です。それから、教職員免許法以外にこういう規定をするということは、人が足りないからこういうふうにするんだと思うんですが、そのメリットやデメリットのところがあれば教えてください。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 先ほどの御質問ですが、まず1つ目の5年以上の経験者というところがございます。

こちらにつきましては、現行法令ですと、高校卒業者ないしは同等以上で2年の経験を有する者というのがありました。ただし、この5年以上の経験を有する者というところに関しまして、学歴要件が外れた形となっております。先ほど委員さんが言われたとおり、現在放課後児童の支援員さんをされている方が、割と現役を引退されて結構高齢の方もたくさんおられます。そういった高齢の方が過去の学歴で指導員さんの研修が受けられない状況になっているのがありましたので、今回5年以上の経験を有しているというところで、十分放課後児童支援員として仕事ができる方につきましては学歴を問わないというのが、この2のほうでございます。教職員免許法の改正の分につきましては、教員免許の更新制度ができましたことによりまして、10年の有効期限がついた免許状になっております。その免許状も更新をしていないと教諭として教壇に立つことはできないんですが、放課後児童クラブの支援員につきましては、免許を有していることで、特段更新を受けていなくても資格としてはみなすという格好で緩和された形になっております。これも特に高齢の方につきましては、現役を引退されて教職員をされていたんですけど、引退された方につきましては更新をされていない方が多いというところを酌んだものとなっております。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ということは、かなりの人数の方が対象者になるということですね。それと、年齢制限なんていうのはあるんですか。幾つまでだったら大丈夫とか、そういうのがあれば教えてください。

○委員長（原田素代君） 戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 今のところ年齢制限というのはございません。この規制が緩和されることによりまして、多くの方が支援員の研修を受けることができるようになりますので、支援員の研修を受けていただくことによって、支援員として認定されるようになっております。

○委員（岡崎達義君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 大体どれぐらいの方がいらっしゃるようですか。その人数は把握してないんですか。

○委員長（原田素代君） はい、戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） 申しわけございません。赤磐市につきましては、もうほとんどの支援員さんが研修を受けられて認定をされているので、この先もし放課後児童クラブの支援員さんを任用されるようになったときに、この規制が緩和されることによって指導員さんの任用がしやすくなるのではないかとこのところでございます。数については把握しておりません。申しわけございません。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 大体これ赤磐市だけの方を対象にしてるんですか。それとも、市外の方も対象に入ってくるんですか。

○委員長（原田素代君） はい、戸川課長。

○子育て支援課長（戸川邦彦君） こちらにつきましては、市内を対象にしているわけではございません。各クラブの事業主ないしは運営委員会さんがその任用をされていくことになっていきますので、その運営委員会さんの規定に従って、多分住所要件なんかはこの運用にもないと思っています。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。ありがとうございます。

その他よろしいですか、この条例の。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第43号赤磐市あかまつ荘条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第22号）を議題として審査を行います。

執行部の補足説明はございますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第43号につきましても、本議会で説明をさせていただきました。本日の追加資料、追加説明等はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の方から御質疑がありましたらお願いします。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（原田素代君） はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） ないようですのでお聞きします。

これ、追加をされるんですが、障害児の相談センター。現在どのぐらい要望が既に来てるん

でしょうか。

それから、この件が追加なんですけど、将来的にさらにそれに関連する事業なんかの追加というのが、見通しみたいなのはあるんですか。どんなですか。

○委員長（原田素代君） はい、国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） まず、障害児の計画相談、どのくらいあるかというお話ですが、今受給者証を発行している方の数が約250人です。そのうちの、そういうプランナーでお世話になってプランをつくっている方が約100名程度いらっしゃいます。そのほかの方は、保護者の方が御自身でつくられるセルフプランということでやられております。赤磐市内には、このほかには和田に1つ特定非営利活動法人が経営する相談支援事業所がございます。そちらや、市外の相談支援事業所を御活用いただいているところでございます。今後も参入して下さるこういう事業所があればどんどん参入いただいて、適切な支援ができることが好ましいと思っておりますので、折に触れてあらゆるところに働きかけはしていきたいと思っております。

それから、今後のことについてですが、このたびは江原恵明会さんが赤磐市に拠点をするのに、あかまつ荘にあいているところがあるからそこでやりたいわという御提案をいただいたわけですが、あかまつ荘としてはさらに吉井地域の保健福祉が進むような事業、これからまたいろいろお知恵を出していただけるんじゃないかなと思うしております。社会福祉法の改正におきましても、社会福祉法人が地域貢献事業をやりなさいよというようなことも言われております。そのあたりも十分協議しながら、有効なものがあれば検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 質疑のときにここを尋ねられたときに、障害児の相談支援事業なんていうのが入ったと思うんです。障害児の相談支援事業ということになると全然保健福祉からはかけ離れたことになるんですが、かけ離れてないんですか、支援事業というのは。仮にそうだとしたらかけ離れてないとしても、障害児の相談支援事業ということになると新たにスタッフなんかを雇わないとだめになりますよね。そういうのはあかまつ荘のほうできちっと対応できるようになってるんですか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（国正俊治君） まず、障害児の相談支援事業が保健福祉に該当するかということにつきましては、もとの法律、根拠法令は児童福祉法でございますので、福祉の分野に該当するということは間違いございません。それから、もう1つ支援員で

す。現在も江原恵明会さんは津山でこの事業取り組まれております。その部隊の一部がこちらのほうにやってきて拠点をそこに設けて、赤磐のサービスを充実させていこうというお考えですので、法人の中で十分やられるものというふうに伺っております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） よろしいです。

○委員長（原田素代君） ほかの委員さんからはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

続きまして、議第44号赤磐市介護保険条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）を議題として審査を行います。

執行部の補足説明ございますか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第44号につきましても、議場で御説明をさせていただいたとおりでございまして、本日の補足説明等はございません。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

委員の皆さんのほうから、このことについてございませんでしょうか。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） これ介護保険が4月1日算定、これは8月1日から施行ですよ。それで、介護保険が改定されたということで、内容的な説明というのをここでしていただいたほうが良いと思うんですが。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） この条例改正ですが、4月1日から改正のあった介護保険料の算定に加えまして、高額介護サービス負担割合、負担限度額認定の算定に用いる所得指標においても合計所得金額の定義を長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除の額等を勘案することになったために、国の条項改正に準じた改正を行うというものでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） わかんない、わかんない。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） わからないんで、もうちょっとわかりやすく御説明願いたいと思います。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことですけれども、扶養控除や医療費控除などの所得を控除する前の金額です。この8月からは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得というものも加わった特別控除というものをまたさらに控除した金額を用いるというふうに、合計所得金額の定義そのものが変わるということでございます。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 何かこうわかりやすい文書みたいなのはないですか。もし、それがあれば、それを見ながら説明を受ければわかりやすいと。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 最後のその他で申し上げようと思ってたんですが、お手元のほうへ、この4月に改正をさせていただきました介護保険のパンフレットをお配りをさせていただいております。その8ページでございます。そのサービス利用者負担のところでございます。この8月から3割、2割、1割、こういうふうに変わりますよという表の一番下の米印のところでございます。そこに今課長が申し上げました合計所得金額とはこうなんです。8月からは、この合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額を用いますという、済みません、どこへ書いてあるんでしょうかということだと、ここになるんです。

今回の改正、一口で言いますとわかりにくいんですけども、今までは収入金額から必要経費を控除していた金額を用いたんですけども、それプラス長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額ということで、それに変わりますということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 要するに長期譲渡所得及び短期譲渡所得を控除されないということなんでしょう、仮にあったとしても。

○委員長（原田素代君） 長期譲渡所得と短期譲渡所得の説明してよ。

○委員（岡崎達義君） それは税務の関係やから。

○委員長（原田素代君） いや、だから……。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） いいや。

直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 長期譲渡所得というのは、土地等長期に持っていたものを売

買った場合に生じる所得ということで思っただけだと思います。それから、短期につきましては株の売買でありますとか、そういうことでしたかね。短期に所有していたものを売買したときの所得ということになります（後刻訂正）。済みません、簡単ですけど。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員、どうぞ。

○委員（岡崎達義君） 今まで特別控除額として控除されてたものが控除されなくなるということじゃないんですか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 今岡崎委員さんが言われた反対で、これ目的なんですけど、目的は、このたびの東北でありました震災、災害地の関係で集団移転や土地収用等で土地を譲渡した場合、翌年の所得が急増するということになってまいります。介護保険に係る自己負担額が高額になってしまう、そういったことになると、高額になってしまう場合が発生し本人の責めに帰さない理由から、このような土地売却収入等の所得として取り扱わないことというようなことが国のほうから説明として来ております。そういう理由で、今回こういった改正がなされたということでございます。ですから、これが含まれるということになります。

○委員長（原田素代君） 6月21日の資料のこっこのほうが見やすいと思うんです、ページ数2、3ページの開きですけど。こっちは数字が書き過ぎてて。平成30年8月から現役並みの所得のある方は介護サービスの負担が3割になります。要するに所得の多い人から取りますよということなんですよ。その中にはさまざまな背景があつて。だから、背景から説明をされると全体の入り口が見えないので。基本的には今までだったら2割で負担してた人が、所得が大きい人、これ以上大きい人は3割してくださいというのが基本です。それにはいろんな状況があつたので、鑑みてこうしましたというふうに説明していただいたほうがまず大づかみでつかめるのかなと思うんです。何か補足が、今ので正しくなければ補足してください。

直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 今課長が申しあげましたような事情がありまして、土地の売買とかのものをこれに含めると、非常に保険料が高くなるということでございますので、譲渡所得を特別控除として控除した後に得た額を合計所得金額とするということでございます。

○委員長（原田素代君） いいですか、副委員長。

どうぞ、先にどうぞ。

○委員（保田 守君） 土地の売買言われたんじゃないけど、その他の所得に関してはどういうふうな扱いになるわけ。一般的にその他の所得というものもある人も結構、それはもう普通に課税されるんですか。

○委員長（原田素代君） 答弁をお願いします。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 先ほど部長が言いましたパンフレットを見ていただくとおりで、ここに書いてるとおりで、その他の所得というのは関係ないということになります。つまり、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した金額ということで、あくまでもそれに係る控除に関するものということでございます。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） かわりましょう。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） ちょっと確認させてください。今保田委員がお尋ねしたかったんじゃないかなと私も思ったんですけど、震災被害者以外でたまたまこの時期に家を買ったとか、そういうことも同じ扱いなんですかということを知ったんですけど、それはどうですか。

○副委員長（福木京子君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 同じ扱いとなります。

○委員長（原田素代君） ああそう、今買い時だ。ありがとうございました。

○副委員長（福木京子君） はい、委員長交代。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） かわりました。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） その他も同じに扱われるんですから、今までは1割負担でしたよね、利用者負担が。それが8月1日から2割、3割ができるということですよ。それで、この赤磐市の状況というのは今後どういうふうになりますか。ほとんどの方が1割で済むのか、2割、3割がどのくらい占めるのか、実態はどうでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 現在認定を受けている対象者の方は、4月末現在で2,370人いらっしゃいます。そのうち2割負担の方が181人ということでございます。その181人の方から、ざっと今見込んで約70人程度ではないかなというふうに試算しております。それは、国のほうから全体の約3%という人が3割になるのではないかなという見込みがありますので、そういった試算をしております。ただ、はっきりデータが出るのは、この議会が終わりまして7月上旬にデータの吸い上げをして、7月6日ごろには皆さんのところに通知を差し上げたいというふうに考えております。

○委員長（原田素代君） はい、福木委員。

○副委員長（福木京子君） 所得がある人からいただくということなんですけど、結局この

介護保険というのはみんなから少しずつあれしてこういう保険制度にして、そのかわり利用するときは1割負担で軽くしてもらおうということなんです、今後こういうふうな状況で1割が外れ、2割、3割、介護保険料は3年ごと、そういうふうにとんどん上がって第2の国保みたいな状況になったら、幾ら所得があるといってもなかなか心配です、これ。取られっ放しの保険料でいざ使おうと思ったら、また2割、3割払わないけんということで、これはこの制度、やり方自体が納得私にはできないなというふうには思います。意見は述べておきたいと思います。

○委員長（原田素代君） その他で皆さんのほう、ありませんか。

どう委員長報告しようかなと今考えてて。説明しにくいです、この議案は。

はい、わかりました。

ほかに皆さんのほうからございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、続いて議第45号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）を議題として、これから審査を行います。

補足説明がありますか。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 議第45号につきましては、本会議で御説明させていただいておりますが、改めて担当課長のほうから簡単に御説明をさせていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 矢部課長、お願いします。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 失礼します。それでは、協働推進課から一般会計補正予算につきまして御説明のほうをさせていただきます。

今回の補正は、財団法人自治総合センターが行います宝くじコミュニティ助成事業の助成金の決定によるもので、今回1自治体が採択されまして、3月26日に県を通じまして決定の通知があったことによります補正でございます。

補正予算書の4ページのほうをお開きください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入にコミュニティ助成事業助成金といたしまして250万円を計上いたしております。

歳出でございますが、5ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目地域振興費、19節負担金、補助及び交付金にコミュニティ助成事業助成金といたしまして同額の250万円を計上いたしております。

実施地区でございますが、山陽地域の河本区でございます、机、椅子等のコミュニティ活動備品への助成でございます。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 宝くじの助成金ということなんですけど、これは毎年募集をかけてやっとなだと思うんですけども、大体何地区ぐらいは応募されるんでしょうか。その中で1地区とか、今回のを見たら1地区なんですけど、金額によったら何地区かを1年にピックアップして入れるとかというようなことはあるんですか。ことし、この地区でずっと何年も出されとって、今年はこの地区にしようかなとかという、そういう選定基準みたいなものがあつたら教えていただけたらと思うんですけど。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） コミュニティの助成事業につきましては、県を通じまして財団法人コミュニティセンターのほうで決定をされます。市のほうといたしましては、助成希望のありました地区につきましては全て申請させていただいております。赤磐市内におきましては、今年度30年度につきましては13地区が申請をされておまして、1地区が採択されております。29年度につきましては10地区で2地区、28年度が9地区で3地区というふうに、だんだん厳しい状況にはなっております。1回の申請でというのはなかなか採択が難しいということで、2回、3回と続けて申請のほうをしていただいている状況でございます。

以上です。

○委員（保田 守君） わかりました。

○委員長（原田素代君） いいですか。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） コミュニティについては、本会議でも北川議員が何か質問されとるようなんですが、よくわからなかったんですけど、コミュニティの関係ですから、桜が丘東の新しくできたコミュニティと何かそれを貸したときに何やらかんやら言われようりましてけど、きちっと方針は皆わかつかないといけないし、確認で説明をお願いしたいと思います。

○市民生活部長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 失礼いたします。

本会議の質疑の中で出てまいりました東6丁目の集会所の件も触れさせていただきたいと考えます。

東6丁目の集会所につきましては、本年度4月から新しい場所へ移っております。新集会所

ですが、この土地は市と町内会におきまして土地使用貸借契約書、こちらを締結しております。市が無償で貸し付けているものでございまして、建物は町内会で登記を行い、町内会の所有となっているものでございます。一般的にこの土地使用貸借契約では、貸し手と借り手の関係から、貸し手は借り手の使用による収益権も含めて貸し付けていることとなっていますので、町内会の運用規約において町内会が使用料を徴収することは、特に契約上問題ないと考えております。

集会所の利用形態につきましては、あくまでも地域住民のコミュニティの場として活用されているものでございます。仮に学習塾として利用されているとしても、あくまでも一時的、限定的な利用ということであり、町内会の活動には特段の支障もないということで、使用目的からいっても特に問題はないと考えております。

集会所につきましては、町内会が設置をし管理する建物でありまして、維持管理を行っていく必要が町内会のほうにはございます。活動方法等町内会みずからが意思決定をして推し進めていくものであると考えておりますので、それらを含めまして自治会活動の一環とも考えておりますので、特にコミュニティ活動の補助金に対しても何ら問題はないと考えております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） そういうふうに、きちっと本会議でも本当は答弁をしていただきたかったとは思んですけど、ここで確認ができたということで、ありがとうございます。

その件は終わりました。それでもう1つ、河本は一気に住宅がふえて、95区画がもう何割ですか、6割、7割ぐらい建ってると思うんですけど、現在がどのぐらいになってるかとか、そこまでここで聞いてもいいんですか。多分もう、もう1つぐらい集会所があるぐらいの状況になっとんじゃないかと思いますが。

○委員長（原田素代君） 集会所の絡みとしてわかれば……。

○副委員長（福木京子君） 答えにくかったらいいんですけど。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 河本区につきましては、先ほど言われましたように、土地区画の整理事業によりまして、人口でございますが、27年4月1日は825人、30年4月1日では1,084人ということで3年間で259人増加いたしております。コミュニティの増設等の要望は今のところ出ておりませんが、イベントをするのに椅子や机のほうが不足して支障を来しているということで、今回の助成になっております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（原田素代君） その他御質疑がありましたら。

はい、岡崎委員、どうぞ。

○委員（岡崎達義君） 一般的なことなんですけど、こういうコミュニティ助成事業の公金を受けるときには、自治体というか自治組織が地縁団体の認定を受けないとだめですよ。この地縁団体の認定というのはきちっとされているんですか。一部でそういうことがされてない、書類が不備だというような話も聞いたことがありますので、そこらあたりはきちっとされてるのかどうか。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） コミュニティの助成で地縁団体、認可団体である必要があるのは、建物を建てる、コミュニティセンターを建てる場合で、備品とかそういったものの助成につきましては、規約等があれば十分ということでございます。対象になるということでございます。

○委員（岡崎達義君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 規約というのは、そういうものを受けますよというような規約じゃなくて、今までのそれまで続けてきた規約でよろしいわけですね。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 各区で、地区でつくられている規約でございます。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） ちょっと補足説明をさせていただきます。

今岡崎委員さんがおっしゃった建物で登記をつけたりする場合は、当然法人格が必要になります。この補助金を受けるに当たっても、必ず登記が条件となってきますので、まず法人格を得ると。その前段階として、市のほうで地縁団体として市が認可をさせていただくということになります。そうしますと、それに応じた地縁団体としての規約がまた必要になってまいりますので、今現在あるものを再度見直して、それにそぐったもので御提出いただくようになってきます。地縁団体の手続の際に、見直したものが必要となってまいります。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） そういうことがあるんだったら、今までずっと補助金を受けたり、いろいろな形で市からの助成金を受けているという以上、きちっとしたものが今までずっと来

てるわけです。あらゆる自治体がそういうことをされてるということは間違いないですね。

○市民生活部長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） ですので、地縁団体として認可を受けているところは、もう地方自治法にのっとった規約を作成していただいて、それで審査をさせていただいております。今課長が申し上げたように、例えば備品を購入するとかということになりますと、そこまでの法人格は求められませんので、今ある現在の規約で運用されているところもございます。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 普通の町内会なんかがどういう形態で今の町内会を構成して集会所があるかというのは、各町内会で違うとは思いますが、最初の。6丁目の集会所は地縁団体をつくって転用して集会所にしたということですよ。この間、僕も議会でひっかかったのは、私も町内会長をしたこともあるんで、町内会の規約とか、それに沿うて町内会、集会所の扱いというのは全体的にほぼそういうもんがあって、どこの集会所も皆さん同じような運用をされておると。当然集会所で体操をしたりとか、このごろいろいろありますよね。みんなが集まってやりよう、先生が来てから。当然料金をいただいてやるという形になって、いただきよう料金は集会所の料金で町内会に入りますよね。それで、会計報告を1年間聞いとるわけなんですけど、この間、私はもうそれが当たり前だと思うんですよ。吉井会館がどうのこうの言うてから大きな声を出しとったから、一生懸命言われとったから、そういう、これは別かもしれませんが、吉井会館というのはどういう扱いになっとんですか。集会所みたいな、指定管理がどうのこうのという、指定管理になっとんですか、あそこは。疑問に思うたんで、そこら辺はどうなんですか。北川議員さんが混同して何かしゃべられたんかな。

○委員長（原田素代君） そういう感じでしたね。

御答弁をお願いします。

○吉井支所長兼市民生活課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、徳光支所長。

○吉井支所長兼市民生活課長（徳光哲也君） 先ほど言われた吉井会館につきましては、市の施設でございまして、市が直営で運営しているものでございます。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） とにかくあのときは北川議員が、要は勘違いされたということなんですわね。

○委員長（原田素代君） わかんない。

○吉井支所長兼市民生活課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、徳光支所長。

○吉井支所長兼市民生活課長（徳光哲也君） 本会議場で北川議員が言われたのは、吉井会館ではなくて周匝会館でございまして、これは高齢者コミュニティセンターとして条例上は吉井地域の高齢者のための施設ということでございますけども、実態として周匝地域の全体の基幹センターとして使われておりますので、これはまた吉井会館とは別物になってます。ただ、周匝会館につきましても、これは市の施設でございまして、市のほうが直接管理運営をいたしております。

○委員（保田 守君） そこは集会所じゃないんですね、考え方自体の大もとが。

○委員長（原田素代君） はい、徳光支所長。

○吉井支所長兼市民生活課長（徳光哲也君） いわゆる地区の集会所とは違います。

○委員長（原田素代君） ああ、わかった。いいですか、保田委員。

○委員（保田 守君） わかりました。

○委員長（原田素代君） あれもこれもで一遍に来る。この際ですから、いろいろ確認を皆さんしてください。ほかにありませんか。

じゃあ、ないようですので。どうしましょうか。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 議第45号に関しまして、保健福祉部関係も1件ございますけれども、追加説明はございません。

○委員長（原田素代君） ああ、そうか、市民生活部ですね。失礼しました。保健福祉部のほうで。

皆さんのほうからございませんか。いいですか。

福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） これは結局高齢者福祉の関係ですね。再度確認で説明願いたいと思います。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） この補助金は、岡山県地域医療介護総合確保基金第2条の対象事業で、熊山の複合型介護福祉施設のうち小規模多機能型居宅介護支援事業所に支給されるものです。補助金の目的は、新たに開設される介護施設等の施設開設の準備経費となっておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（福木京子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） それで、その開設の準備でこの間閉会中にも説明は願ったとは思いますが、開設準備はあれですか。何々ありましたか。机や椅子や、何かいろんなものがありましたね。主なものをお願いします。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 主には、備品の購入費等が対象になりますが、報酬や準備のために施設の職員の方を雇い上げたときの賃金だとか、そういったものも対象経費として含まれております。上限額が720万円ということになりますので、そのところは主に備品の購入から優先をして、対象経費として考えているところでございます。

○委員長（原田素代君） はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） これは、補助金で720万円ばっと出てるんですが、説明のほうも総合的な分で、そういう細かいところはもう決まっとなんでしょう、720万円をどう使うかというのは。まだこれからですか。全体で720万円で、細かい部分はもう決まってるんだったら、そういうものが出てきてもいいとは思いますが。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） また細かいところは今からです。事業所の方とこちらの担当のほうとで話をして、補助申請をしていきたいと考えております。

○副委員長（福木京子君） わかりました。

○委員長（原田素代君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） なければ、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第42号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）から議第45号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）までの4件について採決したいと思います。

まず、議第42号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがって、議第42号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第43号赤磐市あかまつ荘条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第22号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、議第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第44号赤磐市介護保険条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立多数です。したがいまして、議第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第45号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査に入ります。

請願第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出を求める請願書を議題として審査を行います。

まず、皆様にお諮りします。

審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、紹介議員から説明を聞くことに決定いたします。

紹介議員の光成委員の説明を求めます。よろしく0お願いします。

○委員（光成良充君） これ、全部読んだほうがいいですか。

○委員長（原田素代君） いや、もう……。

○委員（光成良充君） 読まなくていいですか。

○委員長（原田素代君） いや、いや、いや、とにかく説得してください。

○委員（光成良充君） 皆さん、お手元に配られております「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出を求める請願書ということで、要旨のほうなんです。協同労働の協同組合法の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書を貴議会において採択し、政府及び関係行政官庁宛てに御提出いただきたくお願い申し上げますという要旨なんです。請願者として、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会センター事業団の理事長の田嶋洋子さん。お話を伺っていますのは、中四国事業本部の岡山事業所におられるシモダマサルさんという方から、私と治徳議員2人でお話を聞き、請願についての内容説明を聞かせていただきました。この理由といたしましては、はっきり言ってこの理由を読んだだけじゃ多分わからないと思います、協同労働の協同組合って何なんだと。この組合に参加する人全てが協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとって

おりという、言い方がややこしいんです。国内ではワーカーズコープというのとワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体、この10万人以上が協同労働という形の働き方をされているということなんです、このワーカーズコープって何なんだということなんです、このワーカーズコープというのは日本労働者協同組合というそのものなんです、この請願者のところの。これはみなし法人として今活動されて、正式な協同組合とはなっていないわけなんです。その次にあるワーカーズコレクティブ、これというのが生活協同組合、生協の中から女性を中心に独立した団体として今活動をされています。それから、農村女性ワーカーズというのは、長野県の農業協同組合、JAの中から女性を中心に独立した団体で、これは長野県だけでございます。障害者団体というのは、日本全国にいらっしゃる障害者の方たちが働いておられる、A型就労とかB型就労とかという形で働いておられる方の障害者団体というか皆さんが含まれます。この人たちの中で一番人数の多いのが障害者団体、5万人から6万人いらっしゃると言われておりますが、この人たちの、自分たちが働いていく上でその働いている団体がいろいろありますが、そこは法人格を持っていないと。法人格を持っていないために、その中で働いておられる障害者の方たちが労働者としての法的な保護というのが、社会保険、健康保険や厚生年金には加入できない、現在は国民健康保険と国民年金で対応されております。労働者として保護が受けられないということで、もう1つは労働保険です。雇用保険と労働災害の保険、これに入れないという形があります。思い出してもらいたいですけれども、労働者としての保障がないために労災、労働しているときの災害があった場合、けがをしたときは労災が受けられない、給料の保障がないというふうになります。それと、倉敷でA型作業所だったかB型だったかちょっと……。

○委員長（原田素代君） A型。

○委員（光成良充君） ですね。のところが事業が成り立たなくなって撤退をされました。そのときに働いておられた方、障害者の方たちは、仕事なくなって給料が入らない、失業保険も入っていないでもらえないというような形になりましたけれども、特別措置として、倉敷では現在失業保険が1年間支払われるという形はとられましたけれども、これは特別的な措置なので、全てに通じるとは言いがたいというふうには聞いております。障害者の作業所の方たちはそうなんです、またもう1つ、障害者を雇用している作業所が法人格を持たないために、事業が成り立たなくなったときとか仕事をとってくるときに、事業資金の調達というのが銀行なり信用金庫なりにお金を借りるときに借りにくい、借りれないという状況もありますので、法人格としてのものを持ちたいというのを進めたいというのが、この要旨でございます。

これを進めていかれていたんです。2008年2月に協同出資、協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟という国会議員の中で超党派で200名ほど集まって考えられていたんですが、2008年に設立されて2010年4月に法律にするための第1次要綱ができたんですけれども、2011年の東日本大震災で活動が中止になって立ちどまりました。その後、2016年1月に衆議院

議員を中心に地域で活躍する場づくりのための新たな法人制度の検討小委員会というのが法制定に向けたヒアリングと現場視察をされて、つくっていかうという話になり、それと並行して、最初にありました協同労働の協同組合法について地方創生と一億総活躍社会の推進という政策を踏まえてワーキングチームはつくられまして、法制化に向けて検討をされております。2017年に協同労働の組合法の制定、同じことなんですけど、それを優先順位として再編をしまして、2018年3月、ことしの3月の段階で最終骨子をつくり、ワーキングチーム確認の上で各党で今最終協議に入られているということなんですけど、まだ現在岡山県内の意見書の採択が一番最初2008年にできて、そこから岡山県内では8議会が意見書を採択されましたが、その部分でとまりまして、2017年9月の津山市議会で採択されて、岡山県内では市町村議会では9議会と今なってそのままの状態なので、早く進めていただきたいということで今回の請願を受けた次第でございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 紹介議員の光成さんから非常にわかりやすい説明をいただいたと思うんですが、その上で御質問をどうぞ。

はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 一番の疑問は、なぜ法人化されない、できないですよね。書類さえそろえば法人化できるし、NPO法人にもなれると思うんですけど、なぜこれを法人化しない、できない。根本的なところは何なんですか。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、光成委員お願いします。

○委員（光成良充君） 根本的なところは、上の法人の方がそういう形をとっていないというのが一番なんです。NPOにしたいけど、それもできていないと。そういう形をとりたくないという方もいらっしゃるわけなんです、NPOとかに。だから、その辺が僕も、協同組合のほうがいいというところがわからないところではあるんですけど、農協とか生協とかというような形のものを同格に持っていきたいという考えがあるんです。だから、NPOとかそっちのほうじゃなくて協同組合にしたいんだと、ということなんです。

○委員（岡崎達義君） それだったら……。

○委員長（原田素代君） はい、どうぞ、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） それだったら余計法制度を求めるとするのは、協同組合法とかいろいろな組合法があるわけだから、その法に基づいて活動すればいいわけで、法制度を求める取り組みというのもおかしな話でしょう。矛盾があるんじゃないですか。

それで、真ん中よりちょっと下あたり、「協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが全国に広がり」と書いてあるでしょう。協同組合として成り立つだけでいいと、法人にはしたくない、NPO法人にもしたくないというんだったら、法制度を求める必要もないし、そのま

ま活動すれば組合法でちゃんと保護もされるし、いろいろな形の保護制度もあるんじゃないですか。何か言うてることが矛盾してるんじゃないかなと思うんですけど。どうも不思議なんですけど。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 協同組合としての法人にしたいと。その法人にすることによって、法人格を持つことができるでしょう。その持つことによって、就労者は労働者としての保障が得られるということがあるんで、協同組合としての法人格が欲しいということなんです。

○委員（岡崎達義君） だけど……。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員どうぞ。

○委員（岡崎達義君） 協同組合といえればいっぱいあるでしょう、日本国中に。国保もそうですよね、今の農協なんかでもそうです、協同組合になってますから。協同組合で一応法律に従って全部活動してるわけです。そこで働いてる労働者もきちっとした生活保障とか身分保障とかいろいろな労働保障を受けてるわけです。これ、どうにも理由、よくわからない。協同労働の協同組合が法人格を持ちたい。何で組合法で保護されてる以上のものが持ちたいわけですか。そこの理由がよくわからないんです。趣旨として、女性が働いたり障害者団体の方たちがその中に入って働いて、それで皆助け合ったり、あるいは法的な保護を受けるというのは、それはいいと思うんですけど、法制度を求めて、二重になるんじゃないですか、組合法と。これに詳しく書いてないからどこがどうなんかわかりませんが、そこらあたりはわかりますか。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 言われている協同組合、今ある協同組合とは全く別のものになるっていうのはわかっていたきたい。

○委員（岡崎達義君） 全然違うってことですか。

○委員（光成良充君） はい。協同組合をつくるには3名の協同出資者がいないと協同組合ができないっていうのがあるんです。それで、今この障害者の就労作業とかされてるところは、大体代表1人でほかに支援員とかがいらっしゃっての作業場で、そこだけで組合をつくることできないとなると集まってきての協同組合になってくる。おかしいかな。

○委員長（原田素代君） ほかの委員の方からもどうぞ。賛同の御意見も質問も御自由にお願ひします。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 協同組合法ですから、これまでのいろんなイギリスからのずっと協同組合のそういう流れが……。

○委員長（原田素代君） 国際連合。

○副委員長（福木京子君） 国際連合、ありまして、協同組合というのは私はいいなと。いろいろ説明されてわかりやすく説明されました。それで、この趣旨の中に、制定に向けて徹底した議論、国会での徹底した議論、超党派の議員がこれにかかわっておられるわけで、国会で徹底した議論と速やかなる制定を求める意見書ですから、国会で徹底して議論していただいてもっとみんなが理解して、こういうことができれば私はいいなということで賛成したいと思いますが。

○委員長（原田素代君） ほかの委員の方で、御質問も含めてどうですか。

もしあれでしたら、賛否も表明していただくとありがたいんですが。

まず、質問を受けます。

はい、大森委員。

○委員（大森進次君） いろんな流れがあって、2008年から進められてってということで、震災があって潰れてしまったというのか、とまってるっていうことがあるのであれば、17年からまた受けて進めているということで、国会でもっと議論していただいて早く決定権と言ったらおかしいですけども、決めていただけたほうがいいんじゃないかなと思ったりはするんですけど。やることに対して、協同でやるってということに対しては、そんなに私は不信とかそういうものはないんですけどもという意見です。

○委員長（原田素代君） じゃあもう意見をどうぞ。おっしゃってください。

はい、保田委員。

○委員（保田 守君） ずっと見てましたらますますよくわからんようになったんですけど、障害者の人、このリーダーの人がまとめてやっていくというのが理想なんだと思うんですけど、組合法で労災から厚生年金からというふうな形になってきたら、ここへ書いておることじゃ、書いとして読んだって実現できんんじゃないかなと思って。あと、前おった立つとる人たちの考え方が、こりゃええもんじゃというたら、私なんかまるで直感で動く人間ですから、その中に割と真実があったりするんですよ。これを読みよったら、その中で責任がとれる人物が上でやっとなかなというのを、何か疑問符があるような気がするんだけど。言葉に踊らされがちな人間です。だから、余計慎重に、ここで賛否と言われても手を挙げかねるなと思って。まだ、もうちょっと考えたり、人の意見を聞いたりいろいろすれば、私ぐらいの頭でもだんだん理解できるんだと思うんですけども、組合をつくって大勢の人をまとめていくというのはそんなに簡単にできることなんじゃろうかなと思っていくと。それも、同じ仕事をしとって頑張っで組合をつくっていこうとかというのとは、これ嫌になったら、協同でということなんですけど、いろいろ意味合いが違ってくるんじゃないかなと。組合法とかなんとか、そういうふうないろんなものから照らし合わせていったら、この2枚の紙切れじゃ判断せえと言ってもできかねるところです。

○委員長（原田素代君） 委員長も言っているんですね。だめなのか。

もう一度、岡崎委員。御意見を。

○委員（岡崎達義君） 私はここを読んでてもよくわからんのですが、なぜ協同組合だけではだめなのか、協同組合の法整備を求めていくのか、なぜそれだったら独自に法人格を取得しようとならないのか。何かはっきりしたものがつかめないのです、今回は賛成しかねます。

○委員長（原田素代君） 一応御意見を皆さんからいただきました。採択でいいですか。

大森さん、先ほどの御発言でもう一度賛否の表明をお願いしていいですか。

大森さんの賛否はよく議論していただくことがいいということで、賛成でよろしいんですね。

じゃあ行きますよ。

それでは、請願の採決を行います。

請願第5号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出を求めらる請願書について、採択することに賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 賛成多数です。よって、請願第5号は採択とすることに決定いたしました。

請願第5号は採択することに決定しましたので、当委員会として定例会最終日に議員発議で意見書を提出したいと思います。

提出者は委員長の私とさせていただきます。また、賛成者は今回採択に賛成した各委員さんをお願いしたいと思います。

以上で当委員会に付託された議案の審査を全て終了しました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますのですが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、このように申し出をいたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入りますが、ここで、休憩をとりたいと思います。11時20分まで。あの時計直したんですね。直ってるようですから、間違えないように、20分に再開をいたします。よろしくをお願いします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（原田素代君） 済みません、休憩前に引き続き会議を始めます。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 先ほどの介護保険の改正の部分で当方の説明が長期譲渡所得と短期譲渡所得の違いということでございましたけれども……。

○委員長（原田素代君） 訂正を求める発言ですね。

○保健福祉部長（直原 平君） 訂正よろしいでしょうか。

○委員長（原田素代君） よろしくお願ひします。

○保健福祉部長（直原 平君） 長期譲渡所得につきましては、1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等の譲渡所得ということになります。短期譲渡所得につきましては、1月1日時点において所有期間が5年以下の土地、建物等の譲渡所得ということで御理解をいただけたらと思います。済みませんでした。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、その他に行きたいと思いますが、まず執行部のほうからお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） では、事業の進捗状況といたしまして、協働推進課のほうから2点御報告をさせていただきます。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、矢部課長。

○市民課長兼協働推進課長（矢部恭英君） 失礼します。それでは協働推進課のほうから2件御報告のほうをさせていただきます。

市民生活部資料の1ページのほうをお開きください。

赤磐市男女共同参画講演会の開催についての御案内をさせていただきます。男女共同参画講演会につきましては、4月の委員会でも御説明いたしましたが、赤磐市男女共同参画団体ネットワークと共催で開催するもので、3年に1回県の委託金を活用して開催いたしております。委員の皆様にはカラーのチラシのほうを配付させていただいておりますので、そちらのほうをごらんください。みんな輝いて生きるっていうチラシのほうでございます。みんな輝いて生きる～シンシアの丘から～と題しまして、7月7日の土曜日に13時から1時間30分の予定で中央公民館大集会室で開催をいたします。講師に日本介助犬協会専務理事でリハビリテーション科医師の高柳友子氏をお迎えいたしまして、医師として働きながら子育てや介助犬の理解と普及活動に取り組まれた経験につきまして、御講演をいただく予定でございます。入場受け付けは

12時30分からで、13時から赤磐市消費生活センターの還付金詐欺の寸劇や高柳先生と県内で唯一の介助犬のユーザーでございます藤原智貴さんとの対談も予定をいたしております。入場料は無料でございます。時間があれば御来場のほうをよろしく願いいたします。

次に、2ページ、3ページのほうをお開きください。市民活動実践モデル事業の実践報告会の御案内でございます。委員の皆様にはこちらのほうもカラーのチラシのほうを配付させていただいておりますので、そちらのほうを見ていただけたらと思います。この事業は地域の活性化と協働のまちづくりの推進を目的といたしまして、市民活動団体から地域の課題の解決に向かった事業を御提案いただき、市と協働で事業を実施いたすものでございます。28年度から始めております。昨年度、29年度に実施された団体から事業報告をしていただくものでございまして、7月29日の日曜日13時30分から開催をいたします。お時間がございましたらぜひ御来場いただきますようお願いいたします。

4ページ、5ページのほうには、昨年度、今年度実施事業の一覧をつけさせていただいております。どの事業も市民活動団体が考えます地域課題を解決するために主体的に取り組んでおられます。内容につきましては御確認のほうをお願いいたします。

また、報告会に続きまして、31年度、来年度のモデル事業の説明会もあわせて予定をいたしております。募集期間につきましては、昨年度1カ月程度でございましたが、今年度企画立案や協働の担当課との調整期間が十分とれるよう8月から10月の3カ月程度を考えております。より多くの事業提案があればと考えています。委員さんにおかれましては、提案を考えられておられる団体等お耳に入りましたら、協働推進課のほうに御相談をいただけますようお声かけをお願いしたいと思います。

協働推進課からは以上でございます。

○委員長（原田素代君） ここで、御質疑があれば確認しますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、次お願いします。

○保健福祉部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○保健福祉部長（直原 平君） 保健福祉部からは事業の進捗状況について、その他につきまして各課から説明をさせていただきたいと思っております。

○健康増進課長（石原万輝子君） はい。

○委員長（原田素代君） 石原課長、お願いします。

○健康増進課長（石原万輝子君） 保健福祉部の資料の1ページをお願いいたします。

事業の進捗状況について御説明させていただきます。

まず、赤磐市複合型介護福祉施設事業について3点御報告いたします。

1、住民説明会について。5月23日水曜日15時30分からと18時30分からの2回行いました。

市民の参加は130人でした。多くの皆様から御質問や御意見をいただきました。今後も協議検討を続け、市民の皆様に喜んでいただける施設を目指して取り組んでまいります。

次に2、現場事故について。5月24日木曜日午前8時30分ごろ事故が発生いたしました。事故の概要ですが、破碎機により2階から屋根を解体作業中に北側に倒す計画が南側に倒れ、外壁に沿って配置していた足場に接触し、その足場に退避していた作業員2名が足場ごと倒れ負傷したという事故でございます。経過と対応ですが、市が策定しております工事等事故対応マニュアルに従いまして、発生したその日の午後、労働基準監督署と市職員で現場検証を行いました。翌日25日には、大和リースと関連会社にて再発防止協議会が開かれ、29日に大和リースから正式に事故報告書及び再発防止施工手順について提出がありました。また、その日に工事事故調査委員会を開催し、市から工事現場での安全管理の徹底と再発防止に努めるよう副市長より文書で勧告しました。翌日5月30日から解体工事を再開いたしました。6月7日には和気労働基準監督署から大和リースに指導があり、改善状況の報告を求められ11日に改善報告書が提出されました。15日、入札参加資格審議会の審議がありましたが、結果はまだ出ておりません。約1週間の中断がありましたが、安全管理を十分に行い再発防止に努め、工期に支障が出ないようこれからも注意してまいります。

3、起工式について。先ほどの御報告のとおり事故の発生がありましたが、予定どおり7月2日月曜日11時から起工式を行います。議員の皆様には10時45分までにはお集まりいただきますようお願いいたします。

次に、2番の佐伯北診療所改修工事（継続）について。29年度から継続事業でありました佐伯北診療所の耐震工事とレントゲン室の改修工事が終了し、5月31日に竣工検査を実施いたしましたので御報告いたします。

以上です。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 資料2ページをごらんください。

この資料は先日厚生労働省のホームページにアップされたもので、このたびの介護保険制度の改正により8月から現役並みの所得のある方が介護サービスを御利用の際、負担割合が3割になるというお知らせでございます。資料ではQアンドA方式で説明しておりますが、どのような人が3割の御負担になるのかという2つ目の質問ですが、先ほど説明させていただきました合計所得金額が220万円以上の人で、世帯の65歳以上の方の年金収入とそのほかの合計所得金額の合計がお一人の場合は340万円以上、お二人以上の世帯の場合は463万円以上の方が対象となります。3ページの上段に負担の判定の流れ、フローチャートのようなものを示しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、3ページのそのほかにつきましては要点をкаいつまんで説明させていただきますと、

この8月1日以降のサービスの利用分からの適用となり、3割負担となった方も利用上限額が適用されて上限額は最高で月額4万4,400円ということになっております。今回の改正はあくまでも現役並みの所得のある方の負担割合を3割とするものですので、1割の負担の基準は余り変わりません。

最後に、赤磐市からの介護保険認定者の方へは、負担割合が記録された負担割合証を発送しますが、6月議会終了後7月の初めにデータ処理を行い、6日ごろには発送したいと計画しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの、この介護保険の新しいパンフレットができました。このパンフレットに詳しいことが掲載されておりますので、またごらんいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

社会福祉法人久赤会への改善命令について御説明したいと思います。

久赤会は赤磐市では赤坂で地域密着型の特別養護老人ホームワインの里を運営しております。経緯でございますが、先日新聞、テレビ報道がありましたが、昨年9月の県が実施いたします特別監査において前理事長の不明瞭な貸付金などを確認したことから、法人運営の改善に必要な措置をとる旨の勧告等、平成29年9月12日から特別監査を計3回、改善勧告を計4回実施したものの、一向に取り組みが進まないことから、このたび行政命令に切りかえたという経緯でございます。命令の内容は資料にあるとおりでございます。今回の命令を行ったことにより一番気になったのが利用者の保護、職員の保護という観点でございます。利用者の意向を最大限尊重した有用なサービスが円滑で継続的に提供されるよう、関係団体と連携協力し、当該社会福祉法人を指導、監督する旨を確認しております。

なお、命令当日にも混乱を心配し施設の様子を市のほうから伺いに参りましたが、今後の運営への不安の声や、関係者の混乱など起こらなかったことを確認しており、施設では落ちついた運営がなされておりましたことを御報告させていただきたいと思います。今後とも関係機関としっかり連携協力し施設が安定的に運営されるよう指導してまいりたいと考えております。

以上で介護保険課の説明は終わります。

○委員長（原田素代君） 保健福祉部関係で御報告がありましたが、御質疑などありましたら、どうぞお願いします。

よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 最後の4ページで今説明があったんですけど、これだけ昨年の9月から監査改善勧告でなかなか改善されんというのは、本当にこれは赤磐市内で特養されてる施設の方では、信頼がどうしてもなくなってくると思うんです。だから、市がかかわってるのはきっちりと指導していただくと、強力な指導もしていただいて、利用者の保護、職員の保

護、これを本当にやっていただかないと、新聞報道も2回されたんです。そのあたりが知れ渡って来てると思うんで、ここは本当に力を入れてやっていただきたい。これまで赤磐市もいろんな施設に関係したことも何ぽかありましたので、特にそういうことが起こらないようにしていただかないといけないんで、ここを再度強調しておきたいと思うんですが、どんなでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） おっしゃるとおりで、本当にしっかりと久赤会の関係の指導は進めていきたいと思えます。介護保険課のほうからも、地域密着型ということで定期的に介護保険関係の指導に入っております。それでは、その指導の内容には職員の方も一生懸命に取り組んでおられて、本当にほかの施設と変わらないぐらい頑張っていると思いますので、ここで御報告しておきたいと思えます。

○委員長（原田素代君） いいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 執行部はこれで以上ですか、その他は。よろしいですね。

そしたら、この間委員会としての宿題など、何点か、4点ぐらいあるので確認をこれからしていきます。

まず最初に、前回の委員会でエスクの新規事業について岡崎委員のほうから赤磐市が県へ提出する意見書について委員会でも見て議論したほうがいいんじゃないかということで、提出を求めました。それについてきょう返事をいただきたいので、どんなふうに執行部のほうとしては提出をしていただけるのかどうかお返事をお願いします。

○市民生活部長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 失礼いたします。前回の委員会におきましては、私の回答のほうで、二転三転といたしまして委員の皆様を困惑させてしまったような形になり申しわけございません。おわびを申し上げます。

委員会での情報提供につきましては議会の本会議でも申し上げましたが、議会の立場を尊重しつつ配慮の必要な情報もあることから、原則市の情報公開条例にのっとり、公開の範囲を判断させていただくこととなります。その中で情報が企業活動であるということであれば、法人の利益を害するか否か、こちらの内容を精査した上で提示させていただくことにもなります。また、今回のように県の許認可案件である場合は、情報提供につきましてはより慎重に取り扱う必要があると考えております。県は企業活動の情報は非開示としておりまして、さらに審議中の案件につきましては、許認可が決定されるまでは非開示情報の扱いとされると伺っております。

市といたしましても、県と同様の扱いとさせていただくことから、事業概要書及び意見書そのものの提供は控えさせていただきたいと考えております。4月、5月と今回、本委員会へ提供させていただきましたエスク関連の資料の情報につきましては、本事業が市としての政策そのものではないことから、本来委員会で直接的に御審議いただくものではないかもしれませんが、地元説明も行われ市に対しても県から意見照会がなされたということから、迅速に委員会のほうへ情報提供をさせていただいたところでございます。その意見書の概要につきましても意見書の内容を忠実に要約させていただいたものを、前回提出させていただいております。今後につきましても、所要のものを随時提示させていただくところと考えておりますが、委員会として必要な資料等がございましたらお示しをいただいて、検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員どうですか。

はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 感想聞かれてもね。どうとも言いようがないんですけど。要するに非開示ってことですよね。一応認可がおりれば開示されるってということではあるんですか。県のほうとしては、認可がおりて前に進み出したら、そういう書類は開示できるってことなんですね。そうでもないんですか。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 今審議中のものは当然非開示と。これが認可をして動き出しましたら、その内容に応じて開示、非開示の判断にはなってくると考えられているようです。全てが開示できるかどうかといいますと、個々に案件を精査されてということになっております。

○委員（岡崎達義君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 私らが疑問に思うのは、地元の方に説明ができてるわけですよ、業者のほうから。地元の方に説明ができて、市の、我々市民の代表としてここへ出てきてる議員に対してそういう書類が開示されないというのはどうも不可解なんです。ですから、ぜひそっちでそういう書類を開示していただいて、審議できるような形に持っていただきたいと思います。県のほうがそういうふうにして、どうしても開示できないっていうのを市のほうに無理やり頼むわけにはいきませんから、そこらあたりは理解してるんですが、なるべくそういう形で開示していただいて、ここで審議できるようにしていただきたいと思います。まして、ああいいう産業廃棄物の処理場ですから、もし不測の事態があったときには知らないでは済まされませんので、ぜひともそこらあたりはお願いしておきたいと思います。

○委員長（原田素代君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 岡崎委員のおっしゃるとおりでございます。県のほうも地元へ出た、説明会に出たような資料はもう既に開示されていると、一般の方に出ているわけですから、その範囲のものは当然求められればお出しすればよいと考えております、私のほうは。ですので、委員会のほうで例えば図面の部分が必要であるとか地区へ御説明をされた資料の中におけるかどのようなものか確認をさせていただかないと、ですが必要な部分がある程度御提示いただきましたら、またこちらのほうもそのあたりを調整をさせていただきたいとは考えておりますので、今後とも委員会としてこういうものが今必要だということを言っていたいただけたらとも考えております。

○議長（金谷文則君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（原田素代君） はい、議長。

○議長（金谷文則君） 今作本部長のほうから、エスクについての情報開示というかそういうことの御発言だと思いますが、今の内容は全ての委員会に共通する関係のことだろうと思います。そういう今の御発言の中、ほかの委員会にも同様の発言というか、通達というか、確認というか、そういうことをきちっとしていただかないと、議会として厚生ではこう、産建ではこう、それから総務ではこうというふうに別々にはなりませんので、その辺ところだけはしっかり説明をしていただきたいと思いますので、意見を言わせていただきます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。いかがですか。

作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 各委員会の部署等とも調整をさせていただきまして、そのあたりは徹底をさせていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） 交代。

○委員長（原田素代君） はい。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 岡崎委員が言うのは、非常に真つ当な意見です。もっと言えばこの委員会はどういう今スタンスに立ってるかということ、新しい産廃場を認めることはいかなものかと思っています。前は以前のかさ上げのときの議論の議事録を皆さんで確認しまして、執行部のほうはあくまでかさ上げのみの議論で今回新しい事業をすることをもうこれ以上しないとは言っていないのだという見解。でも、委員の中には温度差があります。そもそも、かさ上げの議論があったのは当然で新しい事業が今後さらに起こるなんて想定外ですから。かさ上げがこれで終わりだっていうことは、新しく産廃場ができるなどという事業はもうそもそも想定ができてない議論ではないかっていう意見もあるわけです。にもかかわらず、赤磐市の市長さんが県に対してこの新たな事業を推進するもしくは認めるというような意見書が出てるといふことであれば、この間の要旨を読む限り。ちょっと議会との見解がずれますねと、そこが

問題だと私は思ってるわけです。だから、文言の一語一句が出るのが大事という以上に、委員会としてこの経緯の中でエスクがまた新しく産廃場をつくるということの是非が委員会と、それから執行部としてそれはいいことだと認めるっていうスタンスであるならば、そこは議論しなきゃいけないことですよって思ってるわけです。

作本部長が必要な資料を言ってくださればとおっしゃるけれど、はっきり申し上げて私たちは何が必要かがわかってないわけです。資料をもらうのはあなたたちがわかってることを私たちは知るしかないわけですから。だから、非常に詭弁です、今おっしゃってることは。言ってくださればとか言うけど、じゃああなたたちはどんな資料を持ってるか私たちは知らないわけですから。だから、私たちが今回新たにエスクの新事業についてこれについてはどういうふう
に評価するかっていう議論に足りる説明を求めることは議会基本条例に書いてあるわけですから。説明を尽くしなさいって書いてあるんです、執行部は。議会が判断できるように。それを一々議決をして求めなきゃいけないってこと自身おかしいわけです。きちんと説明をする義務があるんです、執行部は。私たちは説明を受けないでわかんなかったら判を押しませんよってことですから。そういう関係なんですよ、議会と執行部は、皆さんに言うのもなんですけど。情報を私たちは欲しいと言ってるわけです。その情報は法務上の問題もあり、精査しなければいけないと、前提だからそれはわかります。その上です。私たちの認識と執行部が進めようとする事業について、私たちが理解し得る説明をしてくださいねと、資料を出しなさいねって言うだけのことですから。そのずれが今回あったなって私は痛切に感じてるんです。だから、私たちはこのままこの議論をしていくと新最終処分場は要らないよってなったときに、執行部としてはお世話になってるし、地域の方がやってほしいって言ってんだから認めますっていうのだと、ここで対立しますよ。対立しないようにするのが議会と執行部の関係だと思うんです。そういう意味では私たちに納得し得る説明をそちらが十分にしないと。このままいったら、意見書だって認可がおりてからもらったって意味ないじゃないですか。私たちは認可するかしないかの判断を求められてるのに。そこが、どうも認識とか見解っていう問題なんですけど、とても大事なことだと思っ
ていますし、あえて言いますけど、基本条例にはそこはもう口酸っぱく書いてあるわけです。1から8項目まで。新規事業については、説明をしなさいって。それが県が言うから出せませんか、業者の守秘義務ですから出せませんかって言われたら、私たちはじゃあもう反対するしかないですねっていう形にならざるを得ない。その点を理解してほしいんです。市長いかがですか。

○市長（友實武則君） はい。

○副委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 資料の提供等、私としてはしていくようには思います。しかしながら、先ほど部長が説明したように市の事業で、いわゆる情報公開条例に乗っかってるような条件というのは、やはり存在し得る話で、特に私企業の営業活動等については、公開することに

よって不利益をもたらした場合にはそれはどういった形になっていくか、いろんなケースがあるろうかと思います。そういった危険性も考えながら我々対応を決めていかないといけないということでございますけども、今の委員長の御発言の趣旨は、よくわかります。私どもとしては、この事業者であるエスク岡山のほうにこの御意向もお伝えし理解を得られるよう、我々もお伝えして、この理解が得られた上で、お出しするという形は努力させていただこうと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員長（原田素代君） 民間企業の業務妨害になり得るといふことの判断なんですけど、例えば以前私が求めた赤磐市内のソーラー業者の状況を調べて出してくださいって求めました。新聞報道によるとすごかったです。赤磐市はソーラー銀座だそうです。びっくりしました。私もそこまで言われると思わなかった。毎日新聞に書いてあります。周りからもそう見られてる中で、担当委員会がソーラー銀座の実態を知ることはいけないことなんですか。民間企業の業務妨害になるんですか。業務妨害とは何を指すかってことなんです。だから、どこの池でこういう事業を求めている人がいるということを知りたいんです。どの池が次のソーラーパネルに狙われてるのか知りたいんです。どれだけあるんですか。ソーラー銀座ってどこまであるんですか、委員会は知りませんよ。毎日新聞に聞けばいいんですか、そんな恥ずかしいことするんですか。だから、民間企業の業務妨害っていうことが例えばそのノウハウとか、そういう問題ですよ、守秘義務っていうのは、いわゆる特許だとか。どこで次あそこの池がソーラーをしようとしてるとか、あそこの山でソーラーの準備をしてるってことを私たちが知ることが何が業務妨害なんですか。私たちがそこへ乗り込んで行ってやめろって声を上げるってことが業務妨害だと思ってるんですか。そんなことするわけないでしょう。ソーラー銀座たるゆえんは何ですか聞いてるわけですよ。何が業務妨害なんですか、そこが。ずれましたか。それも含めてお尋ねします。

○副委員長（福木京子君） どなたが答えられますか。

○委員長（原田素代君） 作本部長でいいでしょ。

○市民生活部長（作本直美君） はい、副委員長。

○副委員長（福木京子君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 資料の取り扱いにつきましては、先ほど市長も申しましたように、やはり企業の活動に支障があってはならないというところは、こちらの行政の立場としても、そこは十分に慎重に取り扱うべきことだと考えております。情報をお出しするタイミングというものがまず一番難しいものだと思います。市のほうに、情報をただお電話で聞かれたとか、そういうところの情報までもが既にお出しできるものかといったら、また難しいところ

も実際ございますし、個々の案件によってやはり変わってくる部分もあると考えます。以前委員長のほうが太陽光の情報をともおっしゃいましたがこちらにつきましても、先ほどお話ししたとおり、やはりそれは企業活動の一環であり情報を公開することでその事業に影響を及ぼすと。法人の利益を害することがあるかもしれない、おそれもある。そういうものについては、精査して慎重に対応させていただくべきだと考えております。

○委員長（原田素代君） いいよ、先に。

○副委員長（福木京子君） はい。よろしいか。進めますよ。

はい、岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 今作本部長が言われましたけど、要するに住民第一なんですよ。住民が迷惑こうむったり、命の危険が及ぼすようなことになる、それはもうどうしようもなくなるわけですから、企業の利益とか企業の営業活動とかそういう話じゃないわけです。この間も地震によって塀が倒れて女の子が1人亡くなりましたよね。もし、不測の事態があった場合、ああいうことも起こり得るわけです。例えば、エスクが産業廃棄物の最終処分場を大きなのを建てたと。地震によって有毒物質が川下に流れ出た場合、物すごい被害が出るわけです。先ほど委員長が言われたソーラー施設のあれでもそうです。いろいろな形で住民に危害が及ぶ場合、そういう場合は企業の利益とか企業の秘密とかそういうことより、まず住民の命が第一です。そこを考えれば、こういうエスクのような産業廃棄物処分施設とか、ソーラー施設っていうのは、まず住民第一に考えて資料の提供っていうのは考えられなければならないわけです。それが、行政の仕事であり、我々議会の仕事なんですから。もうその企業がもうけに差しさわるようなことだから資料が出せませんとか、いろいろ企業の秘密がありますから資料が出せませんとか、それは2番目のことでしょ。だから、もっと真剣に考えて本当に必要な資料っていうのは出してほしいと思うんです。そこらあたりをどう考えてるのか、もう一度お答えいただきたいと。

○市民生活部長（作本直美君） はい、副委員長。

○副委員長（福木京子君） はい、作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 岡崎委員がおっしゃったとおり事業を進めていくに当たっては地域の住民の方、もしくはまたその影響のある地区の方々、そういうところの安全・安心を第一に考えるべきであると思います。そのためにそれを進めていくに当たって、そういういろいろな心配がある場合は、やはり皆さんで議論していただいて、御審議をいただく必要もあると思います。先ほどのエスクの件につきましては、市としては特に進めるでもなく、反対するでもない。あくまでも中立でございます。委員会として、今このような議論をいただいているのであれば、このような御意見をまた県のほうにも上げさせていただいて、市として今こういう対応を考えないといけないとかということは県のほうに今後も申し述べさせていただこうと思っております。もちろん委員会で皆さんが議論してくださった御意見は大事に扱わせていた

だいて、それを報告する義務があると考えておりますので、そのために必要な資料ということであれば、もし地区に出したものをそのままりあえず見せていただきたいということであれば、それは委員会の資料が調整できましたら出させていただきますと思います。

それから、太陽光につきましては、もちろん皆様がいろいろなところで次々できてきていることを御心配されているのも、もう担当課として十分把握をしております。それもありますから、早目に太陽光についての対策を考えていかないと今思っているところではございますが、その情報提供につきましては曖昧な形ではこちらもお出しできないんです。市として、まず第1段階の許可を出したとしても、そこから次にどう動いていかれるかと、動いていくのもいろいろございますし、そのところは協議をさせていただくべきところがあると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

○委員長（原田素代君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員長（原田素代君） 岡崎委員が代弁してくれました。まさにそこなんです。企業の営業活動に障害が来すか来さないかというのは、私たち議会の知る限りではないんです。私たちはこの赤磐市のまちづくりを、市民の生活と権利と財産を守るためにどうしたら一番いい選択になるのかってことを議論するだけですから。そのところが随分ずれてると思います。

それから、弁護士2人いらっしゃいますよね。そこで、企業秘密、例えば条例を交わしたりして、守秘義務があるというような条文があるのも見ましたけれど、どこまでが企業秘密なのか。どこまでが企業活動に支障が来すと想定するのかっていうのを教えてくださいよ。そのどこの場所でどういう業者さんがどういう事業をやろうとしてるってことを出すことが企業活動の妨害になるのかどうか、そこを法務として出してください。基準を。これはもう厚生だけじゃなくて。こういう基準に沿うとこれ以上は企業活動に支障を来しますと。だから、いつも作本部長はいろいろおもんばかって、やっぱり口が言いよどむわけじゃないですか。どこまでが企業活動でどこまでが住民にとって必要な情報かっていうのを、それは法務で出してもらいましょうよ、きちんと。それはぜひお願ひしたいなというふうに思っております。岡崎さんが言ってくださった肝ですけれども、そのところをもう一度確認していただいて、御答弁願ひたいと思います。

○副委員長（福木京子君） 答弁を。もうちょっと進めてよろしいですか。このあたりを。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） 皆さんよろしいですか。この質問は。

○委員長（原田素代君） 休憩とらずに。

○副委員長（福木京子君） いいですか、では引き続いて答弁をお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 副委員長。

○副委員長（福木京子君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 一度、では今の企業活動云々につきましては、こちらのほうで、執行部で整理をさせていただきたいと考えます。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） お願いします。ありがとうございました。

〔委員長交代〕

○委員長（原田素代君） 保田委員。

○委員（保田 守君） エスクの件で聞きたいんですけど、今まであつてかさ上げをして、これは継続の事業だったと。今度新たに大きなものをする。これは本来ならされとんかどうかわらんけど、環境アセスメントというんか、環境影響の調査をしたものをエスクが出して、公開して、これは別な事業が新しくできるということじゃから、そこは厳重な審査の対象というのが資料を見てあつて当たり前じゃないのかなと思うんです。その辺の資料請求みたいなのを当然事業主のほうへ請求して出してもらおう。それが今現地説明会やこうでそういうものをきちっとしてからやられて、もうあるというんなら、その提供をお願いしたいと思うんですけど、この事業はあくまで継続して今までどおりやりやあええんですよということじゃないと思うんで、事業を新たに行政のほうもエスクのほうへそれを求めにやおえんし、我々も出てきた資料をこれは環境にいいとか悪いとか。今言う大きな地震が起きたときには、これじゃもたんのじゃなかろうとか。そういう一遍審議をさせていただきにやおえんと思うんですけど。そういうな、これは正式にあの、そういう情報提供をお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 担当の……。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 保田委員の御質問にお答えさせていただきます。

環境影響評価に関してのことでございます。継続と言われましたが、あくまでも申請上も取り扱いも今回は新規の最終処分場の建設ということでございます。それに当たりまして、本年1月ごろより事業者のほうは環境影響評価の作業に入っておると聞いております。動植物を初め、大気等々の環境アセスメントを今実施しているということでございます。

今後ですが、前にも御説明したかもわかりませんが、平成32年当初当たりまで約2年間にわたりまして状況の調査をしまして、計画ではそのあたりから、実際の今回資料として出させていただきましたのが事業概要書、あくまでも計画の概要ということでございます。平成32年の当初あたりから、実際の具体的な詳細が決まりました計画、こちらの計画書が提出されてくるということでございまして、その計画書に合わせて環境影響評価の結果、こちらもまとまってくる予定でございます。ですから、先ほど部長の答弁等にもありましたが、どこまでお出しできるかというのはまたそのときの検討にはなりますが、御理解をいただける範囲を配慮しまして、内容については御報告なり評価の結果を示させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 嚴重にきちっとしたものが出てくると思いますんで、これが今後にやってもいいのか悪いのかということをおみんなで審議していかにおえんと思うんです。私も産業廃棄物は自分の仕事上からも必ず要るもんじゃというのはわかります。だから、より安全なものをつくるために我々も一生懸命やる。それから、執行部の方も一生懸命目を光らせてやるということでもよろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） よろしいですか、答弁は。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 私もみんな質問されてる不安というか、この間いろいろ意見を言って、私はもう前のが最後だと、かさ上げして最終だというふうに認識してるんです。そこの考えが違くと。新たにつくってもう始めてると。環境影響評価、これはもう進めるためにやってるわけです。それから、地元説明がある程度資料が出てるんですから、それはもう早急に委員会に出して、本当につくることに対してどうなのかという議論がまず要るんです。そこを抜きにもうなし崩しに進めていくことについては反対です。私は意見を言っときます。資料は今出てる範囲は早急に委員会に出すべきです。それを言っときたいと思います。

○委員長（原田素代君） このことについてはいいですか。

足早に行きます。

次が、実はある障害者団体のほうからの申し入れで、自分たちの状況について訴えをしたいと。それを聞いていただきたいという申し入れがありました。

団体名がもえぎの里家族会。御承知のように身体、知的、精神と3つの分野で障害、大きくくると、難病とかいろいろあるんですけど、その中の精神の、終了後ですか。ごめんなさい、じゃあこれは終了後。

次、視察。今のは後で言います。視察の案ですが、一応副委員長のほうと御相談して幾つか提案していますので、その説明をさせていただきます。

1つは、複合型の熊山で進めるそこの施設に準じるようなところがないか。それから、環境基本条例、ソーラーの条例について、どこか先進地がないかという線で調べています。もったほかの委員のほうから、ほかのことでここで行きたいというのがあれば、ぜひここで議論したいと思います。まず、提案としては兵庫県赤穂市が自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例。長いんですけど、環境基本条例っていうくくりではなくて、再生可能エネルギー発電設置事業っていう名称を表に入れた条例を平成27年12月10日に公布されて施行されているということを聞いております。ここは議会というよりも赤穂市の執行部のほうが、行政の職員の方が中心になってつくった条例だと。結果これが2年後の29年3月に兵庫県が太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例ということで、この赤穂市の条例を

たたき台に県を動かしたっていう、そういう経緯があると聞いておりますので、ぜひこの赤穂市の執行部の方たちからどういう条例をつくっているのか、経緯や中身や今後のことについて聞くのがどうでしょうかっていうのが1つ。

それから、複合型については、瀬戸内市の牛窓。

○保健福祉部長（直原 平君） 公設民営ではないですけども、複合型でやっておられると、そういった事業を展開されとる民間です。

○委員長（原田素代君） うちの場合、公設民営なんですけど、民間でもう長いことやってる。うちよりも多いぐらいですよ。いろいろ特養を初めとして、サ高住とかショートステイとか何かいっぱいやってるところがあるそうなので、いわゆる多機能型ということを見るのにはいいかなと。それで、近いということで、回ってこれる。だから、朝一で赤穂市に行って聞いて、帰りに瀬戸内市でその施設で教えていただくっていうので1日、県外になるんですがというプランを考えてみましたが、ほかにいいですか。皆さんのほうからあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） いいですか。

そしたら、今のところ9月議会過ぎてからっていう話でしたよね。9月議会が終わってから、だから10、11月ぐらいの間で相手の方との調整をして進めようと思っています。じゃあ、一応この案で事務局のほうと調整しながら進めさせていただきますので、よろしく願います。

それから、この保育士問題は委員会の中でやるんですね。以前から課題になっておりました議会報告会でうちの委員会として責任を持たなければいけない保育園問題。特に保育士問題なんですけど、これについてなかなか現場の方と話すっていうのが、公で皆さんの前で顔を出して話していただくっていうのが、なかなか難しい状況です。私や副委員長のほうで個別に保育士さんや園長さんや、何人かの肩書の方、赤磐市内の方と個々面談をさせていただきました。そしたら浮き上がってきたのが1つあって、それはまた次の会議にでも2人でまとめてたたき台として提案しようと思うんですが。簡単に報告しときますと、一番最初は給料が低いからだと思ったんです。確かに低い。だけど、どうもそれだけではないということが個々面談でわかりました。一番はっきりわかりやすいのは、学校の先生と一緒になんです。とても忙しいんです、保育士は。何時間でも残業できるんです。切りがない、仕事に。ということからだんだん今の保育園の体制、保育士の体制とか当然それをサポートする非常勤とか臨時さんとかの体制の問題とか現実的な課題がこれから出てくるのかなというふうに思いました。簡単に言うと、シンボリックなのは保育士をやってる子供さんが進路を選択するときに、私はお母さんを見てまともに定時に帰ったことがない、その忙しい保育士は私はしない、選ばないと言って保育士を選ばなかったと。保育士を好きでお母さんがやってるからと思ってた娘が選択するときに、こんな夜遅くまで毎日のように、たまに定時に帰るとどうしたのと言われるような状況の中で保育

士をやってらっしゃる、現場を支えてくださる人がいるんだなということがよくわかりました。インターネットのほうでも保育士切実、人手ふやして、退職の悪循環鮮明とか、いろんなデータが出てきました。この辺で給料もさることながら現場の労働密度とか、その負担感、この辺がもうちょっと精査をして現場と意思疎通をすることで少しでも執行部のほうに現在保育士をどうやってふやしていくか、確保していくか、改善するか。子育てするならあかいわ市としての保育園になるように改善を提言できればいいなと思っておりますので、また次のときに報告させていただこうと思っております。

以上です。終わりました。

それで、終わった後に1つだけ、皆さんに諮らうと思うことがあるんですけども。

その他について、これでよろしいでしょうか。議員の皆さんのほうからも。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようですので、以上をもちまして第7回厚生常任委員会を閉会いたしたいと思っております。

閉会に当たりまして倉迫副市長の御挨拶をお願いいたします。

○副市長（倉迫 明君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 本日はお忙しい中、6月定例会上册議案につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御判断をいただきましてありがとうございました。また、事業の進捗状況につきましていろいろと御意見を賜りましてありがとうございました。皆様方の御意見を参考とさせていただき、またそれも続いて取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。本当にきょうはありがとうございました。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。以上で閉会といたします。

午後0時17分 閉会